

花巻市防災会議条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 221 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、花巻市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 花巻市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 花巻市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、35 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 岩手県知事の部内の職員
 - (3) 岩手県警察の警察官
 - (4) 市の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他市長が特に必要と認める者
- 6 前項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 5 条 防災会議の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 19 日条例第 51 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 24 年 9 月 19 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 16 日条例第 28 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。